

就労継続支援 B 型 ワークショップ ジョイント 工賃支給規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社アスキー 就労継続支援 B 型 ワークショップ ジョイント が行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型事業の利用者に対し、支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所で当事業所が指定した作業をおこなった者に対して相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則、午前10時から午後4時までとし、午後12時から午後1時までには昼休憩とする。所定時間外および昼休憩時間は作業をおこなったとしても、工賃の発生はしないものとする。所定時間内であれば個別支援計画に基づき、作業時間の短縮または延長は自己申告もしくは事業者依頼に応じて変更可能なものとする。

(作業時間の計算)

第4条 作業開始時間(午前、昼休み後)に、遅刻して所定の時間から作業が始められなかった場合は、その時間分の工賃は発生しないものとする。工賃の発生時間単位は15分とし、15分未満の時間に関しては、工賃発生時間には算入しないものとする。原則として、午後16時以降の作業時間は工賃算定時間には算入しないものとする。

[作業時間の計算例]

- ① 10:00～15:45 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、4時間45分が作業時間となり、工賃算定時間は、4時間45分とする。
- ② 10:05～16:00 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、4時間55分が作業時間となるが、工賃算定時間は、4時間45分とする。
- ③ 10:05～15:05 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、4時間が作業時間となり、工賃算定時間は、4時間とする。
- ④ 11:50～16:00 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、3時間10分が作業時間となるが、工賃算定時間は、3時間とする。
- ⑤ 9:45～16:00 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間15分が作業時間となるが、工賃算定時間は、5時間とする。
- ⑥ 10:00～16:15 の間作業をした場合は、昼休憩を除いた時間、5時間15分が作業時間となるが、

工賃算定時間は、5時間とする。ただし、事業者依頼により 16:00 以降に作業をおこなった場合は 5時間15分が作業時間とする。

(工賃の支給額)

第5条 時間あたりの工賃は以下の分類によって、利用者個々に、作業能力、作業態度、出席日数等を考慮して決定することとし、その時間あたり工賃にその月の作業時間を掛け合わせた金額を支給するものとする。

時間あたり工賃	
100 円	指示を受けながら仕事を進めることができる。
150 円	質問をしたり、自分で工夫をして仕事を進めることができる。
200 円	自ら仕事を見つけ出して、工夫して進めることができる。
250 円	長期勤続し、毎日出勤して他者と協力して仕事を行うことができる。
300 円	重要度の高い仕事、社外との取引やプロジェクトに参加して、実績を意識しながら積極的に業務に取り組むことができる。
350 円	チームのリーダー格として、調和を何よりも大切にしながら謙虚な姿勢で業務推進に尽力することができる。

(時間あたりの工賃の決定)

第6条 時間あたりの工賃は、利用開始時は、1ヶ月の作業能力、作業態度、出席日数等を考慮して、利用者の理解を得た上でスタッフが決定するものとする。

2 時間あたり工賃の変更に関しては、作業能力、作業態度、出席日数等から判断して、スタッフ間の協議の上で変更することができるものとする。

3 上記2項の場合、時間あたりの工賃の変更に対して利用者に異議がある場合は、スタッフに申し出ることができるものとする。その申し出があった場合は、スタッフは誠意を持って対応し、利用者の理解を得た上で、再度、時間あたりの工賃を決定するものとする。

4 利用者の作業能力、作業態度、出席日数等を考慮し、第5条で定めている金額に当てはまらない場合は、第5条で定めている金額の間の工賃を定める場合がある。

5 第5条の規定はあくまで目安であり、記載されている以外の要素によって時間当たり工賃が変更となる場合がある。

(工賃の計算期間及び支給日)

第7条 工賃は毎月1回、月の1日から月末日までの分を、翌月の20日に支給することとする。ただし、その日が休日に当たる場合は、前日の支給日とする。また通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができることとする。

(工賃計算の単位)

第8条 工賃計算の単位は、円とし、1円未満は切り捨てすることとする。

(工賃の支給方法)

第9条 工賃は、利用者本人に対し、通貨でその全額を支払う。その際、本人の捺印、受領日を記入することで確認をおこなう。ただし、自己負担額がある者に関しては、工賃から自己負担額を差し引いた金額を支給するものとする。

(作業時間の例外)

第10条 原則として、所定時間内に作業をしている場合に対して工賃が発生するが、例外として、施設内にて職員および他の関係機関との面接、職員からの依頼等で作業ができなかった場合も、その時間に対する作業をおこなったこととして工賃支給をおこなうこととする。

(施設外支援の工賃)

第15条 施設外支援を行った場合は、実習という特性を考慮して、施設内で作業をおこなった場合に準じて工賃を支払うこととする。ただし、作業時間数に関しては、実習作業内容によって個々に判断するものとする。

2 施設外支援で、実習作業の対価が発生する場合は、実習作業対価を工賃として実習生に支払うこととし、通常の工賃は発生しないものとする。

(施設外就労の工賃)

第16条 施設外就労を行った場合は、作業内容の専門性を考慮して、通常、事業所内で行った場合の時給に、施設外就労先から請け負った金額、業務の専門性を考慮し、通常の工賃に上乗せした工賃を支払うものとする。

附則

- 1 この規程は令和1年9月1日から施行する。
- 2 この規程は令和1年12月1日から施行する。
- 3 この規程は令和2年4月1日から施行する。